

委員会の判断

NHKと日本民間放送連盟が定めた放送倫理基本綱領は、「放送人は、放送に対する視聴者・国民の信頼を得るために、何者にも侵されない自主的・自律的な姿勢を堅持し、取材・制作の過程を適正に保つことにつとめる」と定めている。

本件事案には、取材の過程でMBCの無線通信を傍受し録音した音声を無断で使用した点で、電波法違反があった。電波法という特定の法律に違反しているという認識はなかったにせよ、他局の取材成果を無断で使用してはならないということは、むしろ放送人としての常識と言えるだろう。そこには、競争相手である他局への敬意や独自取材の大切さへの認識が欠けていたと言わざるを得ない。また、編集過程で音声の無断使用をチェックすることができなかった制作体制にも問題があろう。

したがって、他局の音声を無断で受信・録音し、そのまま放送してしまった取材・制作の過程は「適正」とは言えず、委員会は、本件事案の3本の番組が放送倫理に違反していると判断した。

なお、視聴者への公表が遅れた点については、特段の悪意や矮小化の意図は感じられなかったが、監督官庁への対応を優先した結果、視聴者への対応が遅れたことに問題がなかったとは言い切れない。放送倫理基本綱領が「万一、誤った表現があった場合、過ちをあらためることを恐れてはならない」と定めていることも念頭に、今後は、より主体的かつ積極的な、視聴者重視の姿勢を望みたい。